

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の340（現行100分の335）に改正するものである。

第2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和2年4月1日）から施行するものとする。

議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提 出 す る。

令和元年十一月二十五日

提出者

津村 衛
 稲垣 昭義
 小林 正人
 長田 隆尚
 村林 聡
 三谷 哲央
 中森 博文

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p>	<p>第九条（略）</p>

<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和元年十二月の期末手当から適用する。
- (期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和元年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その11)						
区 分	件 名	概 要				
◎予算 総務部 (1件)	【1】 令和元年度三重県一般会計補正予算(第7号) (補正額 約300万円)	<table border="1"> <tr> <td>予 条 所 認 報 提</td> <td>算 例 議 案 定 告 出 計</td> <td>1 件 件 件 件 件 件 1 件</td> <td>議案 1件</td> </tr> </table>	予 条 所 認 報 提	算 例 議 案 定 告 出 計	1 件 件 件 件 件 件 1 件	議案 1件
予 条 所 認 報 提	算 例 議 案 定 告 出 計	1 件 件 件 件 件 件 1 件	議案 1件			

令和元年定例会 11月定例会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 令和元年11月25日（月）
全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴取順
 (1) 議提議案
 (2) 知事提出議案

所管名	議案	報告	備考
総務部	○		
雇用経済部	○		
防災対策部	○	○	
戦略企画部	○	○	
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
医療保健部	○		
子ども・福祉部	○	○	
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○		
県土整備部	○		
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局
議会事務局

本日（11月25日）の議事予定

代表者会議
執行部説明会
議会運営委員会

自治功労者表彰状 伝達式

開 議
諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）の提出について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 定期監査結果報告書の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 認定第5号から認定第17号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 議案第43号から議案第89号まで
〔提案説明〕

日程第3 議提議案第1号
〔提案説明〕

日程第4 議案第90号
〔提案説明〕

休会の件
散 会

全員協議会
議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会